

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳誠会（以下「法人」という。）の理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等のうち理事長に対し、職務執行の対価として役員報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 理事長の報酬は、理事長就任の日から退任の日まで支給する。
- 4 報酬の支給方法については、従業員の例による。

(費用弁償)

第3条 役員等が召集に応じ会議等に出席したときは、別に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、平成22年7月16日から施行する。

付 則

社会福祉法人徳誠会「役員交通費規程（平成15年4月1日制定）」は廃止する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

区分	役員報酬月額
理事長	1,000,000円

別表2

区分	会議出席費用弁償（1日あたり）	備考
理事長	実費精算	
監事	5,000円	
評議員	5,000円	
監事監査報酬	15,000円	半日につき

理事長の就業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳誠会（以下「法人」という。）の理事長の就業等に関し、必要な事項を定める。

(理事長)

第2条 この規程において理事長とは、定款に定める理事長をいう。

(理事長の職務)

第3条 理事長は法令および定款等に定める業務を行うとともに、法人が定めた理事長専決事項に関する業務を行う。

(忠実義務)

第4条 理事長は、法令および定款その他の規則ならびに理事会の決議を遵守し、法人のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持)

第5条 理事長は、職務上知りえた秘密事項および法人に不利益となる事項を他に漏らしてはならない。退任した後も同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第6条 理事長は、法人の名誉または信用を傷つける行為をしてはならない。

(勤務時間と休日)

第7条 理事長の勤務時間及び休日等は、職員と同様、平均週40時間勤務を基本とし、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 8時 30分
- (2) 終業時刻 17時 30分
- (3) 休憩 上記勤務時間中、1時間の休憩をとるものとする。
- (4) 休日 土曜、日曜および法人の指定する日

(引継ぎ)

第8条 理事長が退任するときは、速やかにその担当した業務および書類、物品等を後任の担当者またはこれに代わる者に口頭または文書により引きつがなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て定める。

付 則

この規程は、平成22年7月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。